

別紙1

高知市キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入等業務
仕様書

1 業務内容について

- (1) キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ(以下「POSレジ」という。)の導入及び機器の設置作業，インターネット回線等の環境構築，導入後5年間の機器保証期間による修理
- (2) 導入後のキャッシュレス決済による各種証明書発行手数料の指定納付受託業務

2 指定納付受託業務の対象とする歳入及び取扱状況について

指定納付受託業務の対象とする歳入とその取扱状況は別表1及び別表2のとおりとする。

3 導入設置場所及び台数について

- ・高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎1階 中央窓口センター 2台
- ・高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎2階 資産税課 1台

4 POSレジ端末機器について

- (1) 機器(3台)は，新品かつ同一機種とし，買い取りとする。機器導入後の5年間は，機器保証期間とし，修理は無償で行うこと。
- (2) クレジットカード決済，電子マネー決済，コード決済及び現金決済に対応できること。
- (3) 「6 指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済の種類」に示す決済手段に対応する決済端末とデータ連携が可能であること。
- (4) 自動釣銭機と連携が可能な機器であること。
- (5) 自動釣銭機は両替や硬貨・紙幣の補充が容易に行えること。
- (6) 令和3年11月発行の新500円貨に対応できること。
- (7) 機器において，決済誤り発生時に，取り消し処理が可能なものは，取り消し方法が容易であること。
- (8) POSシステムを有し，設置場所ごと(別表1・2ごと)の証明書等の種類，決済種別，金額，取扱年月日，時間等の区分別に各種集計ができること。また，集計したデータは，日計，月計及び年計にデータベース化され，CSV形式などのデータでダウンロードして編集が可能であること。
- (9) 集計データは，業務中または業務終了後に簡単な操作でいつでも確認ができる仕組みであること。
- (10) 来庁者側のディスプレイには，支払額，預かり金額，釣銭が表示されること。

- (11) 職員側の操作画面等は設置場所ごとにカスタマイズ可能であり、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、取り扱う証明書等の追加・変更が容易にできること。
- (12) 通信障害、システム障害等によるオフライン時にもレジ処理が可能な仕組みとすること。この場合の会計データについては、障害発生前の会計データと同期がとれるような仕組みとすること。
- (13) 1営業日内において、レジ締め回数に制限がないこと。
- (14) 現金・キャッシュレス決済に関わらず、レシート発行ができること。
- (15) レシートには任意の文字、証明書等の種類、市章等の印字が可能であること。
- (16) 発行レシートのデザインについて提案すること。
- (17) クレジットカード情報及び取引情報を保護するために国際ペイブランド5社が共同で策定されたクレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準（PCI DSS）の現行基準に準拠している、クレジット情報非保持型の機種であること。
- (18) 提示されたクレジットカード等の信用照会について、即時与信が可能であること又はカード決済承認番号が即時取得可能であること。
- (19) 必要に応じて認証情報やカード番号等、決済に関連する通信は暗号化することなど当該業務に相応しい情報セキュリティ技術を有していること。

5 機器の設置作業、インターネット回線等の環境構築について

(1) 設置方法

機器の設置場所が3台とも窓口ハイカウンター部分であるため、一部を削り、レジを設置することを想定している。質問書の提出期限までに現地を確認のうえ、一部を削る以外の他の方法も含め、具体的な設置方法について提案すること。（質問は質問書にて行うこと。また現地確認は事前連絡のうえ、平日の午後5時30分以降に行うこととする。事前連絡は担当部署（実施要領参照のこと）まで申し込むこと。）

なお、受託候補者は、施工前にあらかじめ作業計画書を提出のうえ、本市の承諾を得た後に提案方法で設置作業を実施すること。

（ホームページ上にある平面図・立面図・カウンター画像を参考とすること。）

(2) 環境構築

設置及び設定内容や検証等についての詳細は本市担当者と十分に協議したうえで設置及び設定等を行うこと。

(3) 動作確認

本市担当者立会いの下、十分に確認を行うこと。

(4) 作業日時

上記(1)(2)(3)の設置等の作業については、窓口業務に支障を発生させないため、平日午後5時15分以降及び土曜日、日曜日、祝日に行うことも含めて計画すること。

(ただし、年末年始は除く。)

6 指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済の種類

指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済は、クレジットカードや電子マネー及びコード決済等幅広く対応できるものとし、具体の種類は高知市の実情に応じた提案によるものとする。

なお、各決済ブランドの利用について、必要な手続きを代行すること。

※各決済の種類について将来的に利用可能な種別のものであれば、下記とは別に、参考として記載すること。その場合は、利用可能となる時期等についても記載すること。

(1) クレジットカード決済

国際ブランド3種類以上であること。

(2) 電子マネー決済

4種類以上であること。

(3) コード決済

5種類以上であること。

7 指定納付受託業務について

(1) 指定納付受託者として指定納付受託業務を適切かつ確実に遂行することができる財政基盤が十分に整っており、経営状況が良好であること。

(2) 受託者は地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）による改正後の地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者として、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者等に代わって当該歳入を納付する指定納付受託業務を行うこと。納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(3) 納付事務に係る決済手数料（以下「決済手数料」という。）は、料率のほか、すべての経費を含むものとし、提案によるものとする。また、消費税の課税・非課税についても記載すること。

(4) 決済手数料の額は、キャッシュレス決済した証明発行手数料（以下「収納金」という。）の額に契約で定める手数料率を乗じた金額に、その他の経費を加算した額とする。また、1円未満の端数が出た時はこれを切り捨てるものとする。

(5) キャッシュレス決済した収納金について、本市への納付方法等（集計のタイミングや回数、市への納付時期等）を提案すること。

例) 各月ごとに末日を締め日として集計し、翌月末日までに振り込む。

※収納金の期間は月単位を最長とし、複数月にまたがる収納金を一度に入金することはできない。

※提案する納付日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

並びに 12 月 31 日の場合は前営業日までとする。

- (6) 収納金は、納入義務者が選択するキャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず、一括して納付すること。
 なお、本市が支払う指定納付受託業務に係る決済手数料を収納金から控除して納付する方式は認めないこととする。
- (7) 紛失・盗難カードの不正使用に対し、防止対策及び保障制度を有する場合は提案すること。
- (8) キャッシュレス決済が可能であることの掲出物等（ロゴマーク等）について、必要に応じて無償で提供すること。
- (9) 指定納付受託業務に必要な経費は、決済手数料の料率（税込）のほか、その他の経費についてもすべて含むこと。
 ※料率は、別表 1 及び別表 2 の交付件数にキャッシュレス決済利用率を乗じて得た利用見込件数を基に算定すること。
 各決済種別における最低決済件数は設けないものとする。
- (10) 利用件数及び利用金額等の入金明細について、月まとめだけでなく決済 1 件ごとの詳細も明記されていること。
- (11) 取扱実績データや入金明細は CSV データ等でダウンロードが可能なこと。なお、ダウンロード可能な取扱実績や入金明細のデータ更新頻度や内容等についても提案すること。

8 サポート等

- (1) 導入後の POS レジ端末等の保守管理を行うこと。保守管理内容や報告方法について提案すること。
- (2) POS レジ端末の導入設置場所に決済端末の基本操作、設定変更方法の操作手順を記載したマニュアルを提供すること。
- (3) POS レジ端末の導入時において、端末操作研修を必要に応じて実施すること。
- (4) 窓口開設時間中の障害発生時対応サポート体制を整備すること。特に端末機の障害については、直ちに対応できるサポート体制を整備すること。
 詳細なサポート体制や障害対応等保守内容については提案すること。
 なお、窓口開設時間は土日・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

9 検収及び納品物

(1) 納品物について

納品物については次のとおりとする。内容及び詳細は協議のうえ決定する。

ア 操作手順等マニュアル（4 冊）及びデータ（PDF）

イ 業務完了報告書

10 POSレジ端末機器に関する費用負担について

POSレジ端末の導入及び運用に係る費用負担は以下のとおりとする。

(1)本市が負担する費用

- ア 有線の通信回線敷設に関する費用
- イ 有線の通信回線契約及び月額使用料に関する費用
- ウ 運用後のレシート用ロール紙の購入費
- エ LAN配線整備に関する費用

(2)本業務の受託者が負担する費用

- ア POSレジ端末及び付属品の設置に要する費用（導入時のレシート用ロール紙については、POSレジ端末1台につき10ロールは付属品に含める）
- イ マニュアルの提供・操作研修に要する費用
- ウ その他の事業開始に必要なPOSレジ端末の設定等費用
- エ 導入後、通常使用での不具合、故障等の対応に関する費用

11 決算手数料の支払い

初期導入費用（POSレジの導入、設置等）については、履行完了の検査合格後に相当する金額を支払うこととする。

また、指定納付受託業務費用においては、月ごとに履行完了の検査合格後に相当する金額を支払うこととする。

12 その他の事項

本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者で協議のうえ決定する。

別表 1

中央窓口センター

		1 件あたり の 手 数 料 (円)	交付件数	キャッシ ュレス決 済利用率	キャッシ ュレス決 済 利 用見込件数
証 明 交 付 手 数 料	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450	16,240	15%	2,436
	戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	450	2,998	15%	449
	除籍全部事項証明（除籍謄本）	750	15,811	15%	2,371
	除籍個人事項証明（除籍抄本）	750	149	15%	22
	戸籍一部事項証明	0	0	15%	0
	戸籍記載事項証明	0	0	15%	0
	除籍一部事項証明	0	0	15%	0
	除籍記載事項証明	0	0	15%	0
	戸籍届書記載事項証明	350	21	15%	3
	戸籍届出書受理証明	350	377	15%	56
	戸籍届出書受理証明（上質紙）	1,400	70	15%	10
	身分証明	400	1,739	15%	260
	その他の証明（独身証明等）	400	281	15%	42
	戸籍附票（全部・個人）	400	6,185	15%	927
	住民票写し（世帯全員・一部）	400	52,891	15%	7,933
	住民票記載事項証明	400	1,271	15%	190
	住民リスト閲覧	400	6,415	15%	962
	印鑑登録証明	400	22,288	15%	3,343
	印鑑登録証交付	400	4,224	15%	633
	広域住民票	400	161	15%	24
合計			131,121		19,661

※交付件数は令和3年度窓口収納分の実績

※窓口でのキャッシュレス決済の利用率は、交付件数の15%と見込んでいる。

※キャッシュレス決済手数料率は、全ブランド4%（税込）を上限とする。

別表2
資産税課

		1 件あたり の 手 数 料 (円)	交付件数	キャッシ ュレス決 済利用率	キャッシ ュレス決 済利 用見込件数
証明	所得証明	400	12,420	15%	1,863
	課税証明	400	506	15%	75
	納税証明	400	13,950	15%	2,092
	固定資産	400	3,492	15%	523
	計		30,368		4,553
写し	名寄帳	400	2,396	15%	359
	切函	400	41	15%	6
	参考函	400	745	15%	111
	償却	400	1	15%	0
	計		3,183		476
閲覧		400	0	15%	0
合計			33,551		5,029

※交付件数は令和3年度窓口収納分の実績

※窓口でのキャッシュレス決済の利用率は、交付件数の15%と見込んでいる。

※キャッシュレス決済手数料率は、全ブランド4%を上限とする。